

第779号  
令和元年6月

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

告 示	番号	頁数		
・放置自転車等の保管について	127	1	・放置自転車等の保管について	148 8
・放置自転車等の保管について	128	2	・放置自転車等の保管について	149 8
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	129	2	<b>公 告</b>	<b>番号 頁数</b>
・放置自転車等の保管について	130	2	・指定居宅支援事業所の指定の廃止に ついて	28 8
・放置自転車等の保管について	131	2	・都市計画法に基づく公聴会の開催に ついて	29 8
・放置自転車等の保管について	132	3	・一般競争入札について	30 9
・令和元年第1回天理市議会臨時会の 招集について	133	3	・天理農業振興地域整備計画の変更に ついて	31 12
・公示送達について	134	3	・農用地利用集積計画について	32 13
・放置自転車等の保管について	135	3	<b>農業委員会</b>	<b>番号 頁数</b>
・放置自転車等の保管について	136	3	・農業委員会の招集について	6 13
・放置自転車等の保管について	137	4	<b>選挙管理委員会</b>	<b>番号 頁数</b>
・令和元年度天理市一般会計補正予算 (第1号)の要領について	138	4	・選挙管理委員及び補充員の選挙の結 果について	32 13
・放置自転車等の保管について	139	6	・選挙管理委員会の委員長選挙の結果 について	33 13
・放置自転車等の保管について	140	6	・委員長職務代理者の指定について	34 13
・放置自転車等の保管について	141	6	<b>公営企業</b>	<b>番号 頁数</b>
・放置自転車等の保管について	142	6	・天理市指定給水装置工事事業者の指 定について	4 14
・放置自転車等の保管について	143	7	・天理市指定給水装置工事事業者の指 定について	5 14
・放置自転車等の保管について	144	7		
・放置自転車等の保管について	145	7		
・放置自転車等の保管について	146	7		
・放置自転車等の保管について	147	7		

## 告 示

(令和元年5月7日揭示済)

天理市告示第127号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月7日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成31年4月30日
- 3 返還期間及び返還時間  
(1) 返還期間

令和元年5月7日から令和元年10月31日まで

(2) 返還時間

自転車等駐車場の営業時間

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770

天理市くらし文化部防災安全課 電話 0743-63-1001

(令和元年5月7日揭示済)

天理市告示第128号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月7日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

令和元年5月7日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

令和元年5月7日から令和元年7月5日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日~翌年の1月3日を除く。)

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

6 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)

(2) 移動・保管費用(1台につき)

ア 移動費 2,050円

イ 保管費 1,020円(ただし、移動日から14日以内は無料)

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市くらし文化部防災安全課 電話 0743-63-1001

(令和元年5月8日揭示済)

天理市告示第129号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、武蔵町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

令和元年5月8日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市武蔵町448番地 大 西 好 治

変更後 代表者 天理市武蔵町52番地3 前 川 裕 俊

変更年月日 平成31年4月1日

(令和元年5月9日揭示済)

天理市告示第130号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月9日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年5月10日揭示済)

## 天理市告示第131号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月10日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年5月13日揭示済)

## 天理市告示第132号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月13日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年5月14日揭示済)

## 天理市告示第133号

令和元年第1回天理市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年5月14日

天理市長 並 河 健

## 記

- 1 期 日 令和元年5月16日
- 2 場 所 天理市役所議事場
- 3 付議事件
  - 令和元年度天理市一般会計補正予算（第1号）
  - 専決処分の承認を求めることについて
  - 議会議長の選挙について
  - 議会副議長の選挙について
  - 天理市議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
  - 奈良県広域消防組合議会議員の選出について
  - 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について
  - 天理市選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について

(令和元年5月15日揭示済)

## 天理市告示第134号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年5月15日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(令和元年5月15日揭示済)

## 天理市告示第135号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月15日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年5月17日揭示済)

天理市告示第136号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月17日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年5月17日掲示済)

天理市告示第137号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月17日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

令和元年5月17日

3 移動対象区域

天理市遠田町115番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

令和元年5月17日から令和元年7月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(令和元年5月17日掲示済)

天理市告示第138号

令和元年5月16日付で議決のあった平成30年度天理市一般会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

令和元年5月17日

天理市長 並 河 健

令和元年度天理市一般会計補正予算（第1号）

令和元年度天理市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,337,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（改元に伴う元号の取扱い）

第2条 平成31年度予算全体における元号の表示について、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日以降は、当該年度全体を通じて「令和」に統一するものとする。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 3,529,521	千円 137,200	千円 3,666,721
	2 国庫補助金	339,477	137,200	476,677
歳入合計		24,200,000	137,200	24,337,200

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 190,421	千円 137,200	千円 327,621
	1 商工費	190,421	137,200	327,621
歳 出 合 計		24,200,000	137,200	24,337,200

(令和元年5月20日揭示済)

天理市告示第139号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月20日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年5月21日揭示済)

天理市告示第140号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月21日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年5月23日揭示済)

天理市告示第141号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月23日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年5月27日揭示済)

天理市告示第142号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月27日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年5月29日揭示済)

天理市告示第143号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月29日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年5月31日揭示済)

天理市告示第144号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年5月31日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年6月3日揭示済)

天理市告示第145号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

令和元年6月3日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
令和元年5月31日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
令和元年6月3日から令和元年11月30日まで
  - (2) 返還時間  
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770  
天理市くらし文化部防災安全課 電話 0743-63-1001

(令和元年6月3日揭示済)

天理市告示第146号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月3日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年6月3日揭示済)

天理市告示第147号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月3日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年6月5日揭示済)

天理市告示第148号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月5日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年6月5日揭示済)

天理市告示第149号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月5日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

公 告

(令和元年5月10日揭示済)

天理市公告第28号

指定居宅介護支援事業所の廃止について

令和元年5月31日付をもって下記の者を、指定居宅介護支援事業所としての指定を廃止するので、介護保険法（平成9年法律第123号）第85条及び天理市居宅介護支援事業所の指定等に関する規則第6条の規定により公告する。

令和元年5月10日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2970400830	
名 称	ヘルパーステーションゆうゆう	
所在地	天理市東井戸堂町372-1	
申請者	名称	有限会社 あいネット
	主たる事務所の所在地	天理市東井戸堂町372-1
	代表者の氏名	中川 裕晴
	代表者の住所	天理市丹波市町52番地1 ヴィラージュ島田103号
廃止年月日	令和元年5月31日	
サービスの種類	居宅介護支援	

(令和元年5月16日揭示済)

天理市公告第29号

都市計画法に基づく公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、大和都市計画都市施設及び用途地域に関する都市計画の決定及び変更の案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

令和元年5月16日

天理市長 並 河 健

日 時	場 所
-----	-----



令和元年6月2日(日) 午後2時から	天理市役所 5階 533A・B会議室 (天理市川原城町605番地)
-----------------------	--------------------------------------

1. 公聴会開催の日時及び場所

2. 作成しようとする都市計画の決定及び変更の案の概要

決定及び変更の案を作成しようとする都市計画の種類及び名称並びに都市計画を決定及び変更しようとする土地の区域

(1) 都市計画の決定

種類及び名称	都市計画を決定しようとする土地の区域
大和都市計画ごみ焼却場 山辺・県北西部広域環境衛生組合 エネルギー回収型廃棄物処理施設 (焼却施設)	天理市岩屋町及び櫛本町の各一部
大和都市計画その他の処理施設 山辺・県北西部広域環境衛生組合 マテリアルリサイクル推進施設 (粗大・リサイクル施設)	天理市櫛本町の一部

(2) 都市計画の変更

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画用途地域	天理市岩屋町及び櫛本町の各一部

3. 決定及び変更の案に関する図書の閲覧

2に関する関係図書は、天理市建設部都市整備課において、令和元年5月16日(木)から令和元年6月2日(日)まで一般の閲覧に供します。

4. 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者(天理市の住民その他の利害関係者に限ります。)は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、年齢及び電話番号を併記した文書一通(別記様式参照)を天理市長宛とし、天理市建設部都市整備課(天理市川原城町605番地)に令和元年5月26日(日)までに必着するよう提出してください。

5. 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから天理市長が選定し、その旨を通知した者とします。

6. 変更案に関する問い合わせ

天理市建設部都市整備課(0743-63-1001)にお問い合わせください。

7. 公聴会に関する問い合わせ

天理市建設部都市整備課(0743-63-1001)にお問い合わせください。  
なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

(令和元年5月30日揭示済)

天理市公告第30号

一般競争入札公告

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

令和元年5月30日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 二階堂小学校雨水貯留槽設置工事
- (2) 工事場所 天理市二階堂南菅田町
- (3) 工事概要
  - 工事面積 A = 3, 367 m<sup>2</sup>
  - 土工 N = 1 式
  - 貯留槽設置工 V = 3, 803 m<sup>3</sup>
  - シート設置工 A = 21, 475 m<sup>2</sup>
  - 点検柵工 N = 3 箇所
  - 流入柵工 N = 1 箇所
  - 流出柵工 N = 1 箇所
  - 附属施設工 N = 1 式
  - 遊具撤去・新設 N = 1 式

- 遊具移設 N = 1 式
- (4) 工期 令和2年3月27日まで
- (5) 予定価格 250,055,300円(消費税及び地方消費税に相当する額(計10%)を含む。)
- (6) 施工形態 2者で構成される特定建設工事共同企業体(共同施工方式をとるものに限る。以下「共同企業体」という。)による。
- (7) 変動型最低制限価格  
最低制限価格は事後公表(事後決定)とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日の入札書開封前に開札立会人のくじにより決定する。

## 第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市に対して、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木工事の資格を有する建設業者の共同企業体であって、次の(2)から(8)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 共同企業体を構成する建設業者(以下「共同企業体構成員」という。)の出資比率は30%以上であること。また、共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)については、同比率が50%を超える(51%以上である)こと。
- (3) 共同企業体構成員のすべてが、天理市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が天理市に対する競争入札参加資格を有するものに限る。以下「営業所」という。)を有する者であること。
- (4) 共同企業体構成員のうち代表者にあつては、建設業法の規定に基づく特定建設業の許可を土木工事業について受けており、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本競争入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの。以下同じ。)における土木一式工事の総合評定値を有する者であり、かつ、天理市が平成30年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成30年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
- (5) 共同企業体構成員のうちその他の構成員にあつては、建設業法の規定に基づく建設業の許可を土木工事業について受けており、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における土木一式工事の総合評定値を有する者であり、かつ、天理市が平成30年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成30年度)において土木一式工事の格付がA等級以上に位置づけられている者であること。
- (6) 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
- (7) 共同企業体構成員のすべてが、次の条件を全て満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法の規定による建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
  - ③ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、天理市から入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ④ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (8) 共同企業体構成員は、それぞれの立場に応じて要求される次の条件のすべてを満たす技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
- ① 代表者
    - ア 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者、若しくは技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。又はこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
    - イ 土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている監理技術者
    - ウ 入札の申し込みのあった日以前に3ヵ月以上の雇用関係にある者
  - ② その他の構成員
    - ア 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種目を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者、若しくは技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
    - イ 入札の申し込みのあった日以前に3ヵ月以上の雇用関係にある者

## 第3 入札手続等

## (1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

## (2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

## 第4 競争入札参加資格の確認

本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を下記のとおり提出し、市長から競争入札参加資格のあることの確認を受けなければならない。

競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出

① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

## 第5 仕様書公開の期間及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 天理市ホームページ内で公開。申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を閲覧するために必要なパスワードを発行する。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるものは認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

## 第6 入札書等の提出等

(1) 競争入札参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書及び請負代金内訳書(工事費内訳書。以下「入札書等」という。)を次のとおり提出すること。

① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。

② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。

③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、共同企業体名等を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。

## (2) 入札書等の提出

① 提出期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

② 送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市役所 総務部 総務課入札審査室 行

(3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。

(4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

## 第7 開札の日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 天理市川原城町605番地 天理市役所 3階 334会議室

## 第8 落札者の決定方法

(1) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行

った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。この場合において、最低制限価格は初回の入札で決定した変動係数により算定したものを適用するものとする。

第9 その他

入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 金額については、請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

入札の無効 本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

契約書作成の要否 要

契約日 本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定により議会の議決を要するため、契約日については議決日以降となり、それまでの間は仮契約とする。

第10 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第11 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第12 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

二階堂小学校雨水貯留槽設置工事	
事項	期間等
入札説明書の交付期間	令和元年5月30日（木）から 令和元年6月10日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	令和元年5月30日（木）から 令和元年6月10日（月）まで
質問書の提出期限	令和元年6月10日（月） <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認の結果の通知日	令和元年6月17日（月）
質問書への回答日	令和元年6月17日（月）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	令和元年6月19日（水）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	令和元年6月21日（金）
入札書到着期限日	令和元年6月26日（水） <u>書留郵便にて日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと。</u>
開札の日時	令和元年6月27日（木） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	令和元年6月27日（木） 午前11時30分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後

1時までを除く。)とする。

(令和元年5月31日揭示済)

天理市公告第31号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月31日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所  
天理市役所環境経済部農林課  
天理市川原城町605番地

(令和元年5月31日揭示済)

天理市公告第32号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和元年5月31日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

## 農業委員会

(令和元年5月24日揭示済)

天農委告示第6号

令和元年6月7日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。  
令和元年5月24日

天理市農業委員会  
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について
- 議案第2号 農地法第5条に関する申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 議案第4号 農用地利用配分計画について
- 議案第5号 その他  
①市街化区域の専決処分について(報告)

## 選挙管理委員会

(令和元年5月24日揭示済)

天選告示第32号

天理市選挙管理委員会の委員及び補充員の任期満了に伴い、令和元年5月16日天理市議会臨時議会において、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定による選挙が行われた結果、選挙管理委員及び補充員に選任された者の住所及び氏名は次のとおりである。

令和元年5月20日

天理市選挙管理委員会  
臨時委員長 西 口 恵 紹

(以下略)

(令和元年5月20日揭示済)

天選告示第33号

令和元年5月20日の選挙管理委員会において、地方自治法第187条第1項の規定による選挙を行った結果、委員長に当選した者の住所及び氏名は次のとおりである。

令和元年5月20日

天理市選挙管理委員会  
委員長 西 口 恵 紹

(以下略)

(令和元年5月20日揭示済)

天選告示第34号

令和元年6月

天理市公報

地方自治法第187条第3項の規定により、委員長職務代理者に指定した者の住所及び氏名は次のとおりである。

令和元年5月20日

天理市選挙管理委員会  
委員長 西 口 恵 紹

(以下略)

---

公営企業

---

(令和元年5月8日揭示済)

天理市上下水道局公告第4号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

令和元年5月8日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

令和元年5月8日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 (株) MIZUSAPO

代表者 中村 信幸

住所 広島県広島市中区舟入幸町21-23

---

(令和元年5月8日揭示済)

天理市上下水道局公告第5号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

令和元年5月8日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

令和元年5月8日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 弘田設備

代表者 弘田 貴之

住所 奈良県奈良市朱雀6丁目19番地の12 A102